

令和 6 年 6 月 2 5 日

浜松市長 殿

〔設置者の名称〕 浜松市

〔代表者の役職〕 浜松市長 〔代表者の氏名〕 中野 祐介

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	浜松市立看護専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	浜松市中央区佐鳴台五丁目 8 番 1 号
学長又は校長の氏名	矢野 邦夫
設置者の名称	浜松市
設置者の主たる事務所の所在地	浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2
設置者の代表者の氏名	中野 祐介
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☐ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

☒

更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、

減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	看護専門学校 ・片岡	053-455-0891	kango@city.hamamatsu.shizuoka.jp
第2号の1	〃・中村		
第2号の2	〃・中村		
第2号の3	〃・小野		
第2号の4	〃・小野		

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☐ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☐ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	浜松市立看護専門学校
設置者名	浜松市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程 (新課程)	看護学科	夜・通信	115	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

「授業概要（シラバス）」冊子を毎年作成し、学生、外部講師、実習病院等へ配布。 「年報」を作成し、外部講師、実習病院、関係機関等へ配布。 「授業概要（シラバス）」と「年報」をホームページで公表。 (https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kango/school/kango/index.html)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	浜松市立看護専門学校
設置者名	浜松市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	浜松市立看護専門学校運営会議
役割	学生の懲戒処分、学生募集、学校評価、運営構想、その他運営に関することを審議する。 入試方法や学校評価において評価の低い項目の対策等、具体的なアドバイスをもらっている。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
病院 医師	2024. 4. 1～ 2025. 3. 31	実習病院 院長補佐
病院 看護師	2024. 4. 1～ 2025. 3. 31	実習病院 看護部長
病院 事務	2024. 4. 1～ 2025. 3. 31	実習病院 事務局長
学識者	2024. 4. 1～ 2025. 3. 31	当校非常勤講師、後援会会長
浜松市健康福祉部医療担当 部長	2024. 4. 1～ 2025. 3. 31	
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	浜松市立看護専門学校
設置者名	浜松市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
看護教員によるカリキュラム会議（月1回）で審議し、翌年度の授業計画を作成。授業科目について、単位数、時間、目的・目標、授業内容、授業者、成績評価の配点、学習資源、受講事前準備等を記載した授業概要（シラバス）冊子を年度末に作成し、4月当初に学生、保護者、外部講師、実習病院等へ配布している。その後ホームページで公表。	
授業計画書の公表方法	冊子の配布、ホームページで公表 （https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kango/school/kango/index.html）
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 筆記試験、実技、面接、レポートにより、理解度を評価している。100点満点で、それぞれ60点以上を取得することが必要である。 学修成果の評価は、各講師が判定を行い、成績の内部監査を実施している。その後、進級・卒業認定会議を開催し、単位認定に対し、校長、副校長、教務主任、専任教員等、複数で認定（または非認定）が適正であるかを確認している。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 評価は、S・A・B・C・Dとし、それぞれの基準を定めている。段階的に分類し、分類状況及び分布状況を把握している。 成績の評価基準については、学則の細則で定めており、冊子を作成し学生及び保護者に配付している。また、ホームページに掲載している。GPAの算出方法については公表していない。 成績の状況については、学年ごとに一覧表にして教科ごとに成績分布状況をグラフ化し、求めに応じて学校運営会議や保護者に公表している。 各科目において、授業概要（シラバス）に、評価方法の配点を示している。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	試験及びレポートの配点を授業概要（シラバス）で公表。「学則の細則」で定め、学生便覧冊子に学則とともに掲載し、学生及び保護者に配布、ホームページで公表 (https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kango/school/kango/index.html)
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校の掲げる教育目標を達成すること（１１５単位すべてを取得すること）が卒業認定の条件である。

卒業認定会議を開催し、校長、副校長、教務主任等、複数で認定（または非認定）が適正であるかを確認している。

卒業認定については、学則及び学則の細則で定めている。学生便覧冊子を作成し、学生及び保護者に配布している。また、ホームページに掲載している。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学則及び学則の細則をホームページで公表
(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kango/school/kango/index.html>)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	浜松市立看護専門学校
設置者名	浜松市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	—
収支計算書又は損益計算書	—
財産目録	—
事業報告書	—
監事による監査報告（書）	—

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
		専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	(新課程) 3 0 8 7 / 1 1 5 単位時間／単位	1480/60	572/21	1035/34	0/0	0/0
			単位時間／単位				
生徒総定員 数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
2 1 0 人		1 8 5 人	0 人	1 4 人	1 8 5 人	1 9 9 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 参画型看護教育と経験型学習を多く取り入れる。1年次 44 単位 1179 時間、2年次 41 単位 1098 時間、3年次 30 単位 810 時間、合計 115 単位 3087 時間の教育課程である。
成績評価の基準・方法
（概要） 筆記試験、実技、面接、レポートにより理解度を評価している。100 点満点でそれぞれ 60 点以上を取得することが必要である。総合評価は、S・A・B・C・Dとし、それぞれの基準を定めている。段階的に分類し、分類状況及び分布状況を把握している。学修成果の評価は、各講師が判定を行い、成績の内部監査を実施している。単位認定会議を開催し、校長、副校長、教務主任等、複数で認定（または非認定）が適正であるかを確認している。
卒業・進級の認定基準
（概要） 1年次 44 単位、2年次 41 単位を取得することが進級認定の条件である。進級認定会議により承認される。また3年次 30 単位を追加し、115 単位すべてを取得すること

が卒業認定の条件である。卒業認定会議により承認される。 複数の教員等で認定（または非認定）が適正であることを確認している。
学修支援等
（概要） クラス制とし、担任・副担任を置くことで学生相談窓口や学校生活、健康、進路など多岐にわたる個別の対応ができる体制を取っている。 進路に関しては、進路主任が中心となり、担任とも連携してキャリア支援を行っている。健康管理については、保健環境委員会を中心に学校医と連携を取りながら行っている。 スクールカウンセリングも月４回実施し、カウンセラーと連携を図っている。クラブ活動の規定もあり、現在１つのクラブが実働している。 学生の内面を把握するツールとしてＳＫＫ心理テストを導入している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
71人 (100%)	0人 (0%)	70人 (98.6%)	1人 (1.4%)
（主な就職、業界等） 病院（浜松医療センター、浜松医科大学附属病院、聖隷浜松病院、聖隷三方原病院、浜松ろうさい病院、佐久間病院等）			
（就職指導内容） 本人の看護観に合う病院を選ぶように指導している。就職セミナー、病院説明会を実施している。また、学生から要望があれば、随時アドバイスしている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
200人	2人	1%
（中途退学の主な理由） 出産・育児、金銭面・体力		
（中退防止・中退者支援のための取組） クラス担任・副担任を中心に随時相談に応じ、学校生活や健康、進路など多岐にわたる個別の対応ができる体制を取っている。 スクールカウンセリングも月４回実施し、カウンセラーと連携を図っている。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護	0 円	192,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kango/school/kango/index.html 「年報」発刊 (ホームページでも公表)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校内の学校評価委員により評価を実施。(評価項目基準は文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」による。)その後、浜松市立看護専門学校運営会議に諮り、意見があった項目について改善策等を検討している。 評価結果を踏まえ、校長、副校長、教務主任等を中心として改善方策を検討・策定後実施し、翌年度の運営会議にて報告を行っている。 浜松市立看護専門学校運営会議は、学生の懲戒処分、学生募集、学校評価、運営構想、その他運営に関することを審議する会議である。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
病院 医師	2024. 4. 1～2025. 3. 31	実習病院 院長補佐
病院 看護師	2024. 4. 1～2025. 3. 31	実習病院 看護部長
病院 事務	2024. 4. 1～2025. 3. 31	実習病院 事務局長
学識者	2024. 4. 1～2025. 3. 31	当校非常勤講師、後援会会長
浜松市健康福祉部医療担当部長	2024. 4. 1～2025. 3. 31	
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kango/school/kango/index.html 「年報」発刊 (ホームページでも公表)		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kango/school/kango/index.html 「年報」発刊 (ホームページでも公表)

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H122210000029
学校名（〇〇大学 等）	浜松市立看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	浜松市

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		16人	15人	20人
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				20人
（備考）				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下）	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下）	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	-	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	-	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。